九月廿八日左記條件ニテ解決ス
一、全従業員ノ給料ヲ左ノ割合ニテ上ク
日給一円五十銭以下ハ二割増、一円以上一円五十銭迄ハ一割
日給五円以下二円迄ハ五分増、三円以上ハ二分増
増、
一、残業ハ従来ノ通リトシ時間ニ対シ割五分増トス
一、工場主ハ郵金ヲ為シ積立金ハ日給ノ一割ヲ支給スルコト
一、労働時間ヲ十時間ト定ム
一、他ノ俸給ハ従前ノ如ク之ヲ支給スルコト
一、毎年二回従業員ニ賞与ヲ支給スルコト
一、工場ノ閉時ハ施行スルコト
一、労働組合加盟ノ自由ヲ認ムルコト
一、不当解雇ヲセザルコト

(ロ)陶磁器商加藤安平外七名　（大一五・一・九五）
所在地、岐阜県土岐郡瑞浪町
労働者、四八名
参加者、三八名
争議経過、
前記ノ如ク解決後ト雖モ前記争議解決條件中臨
時雇傭者ヲ漸次雇入レ従業員ノ三十四名ヲ排斥セントノ傾向
アリトシテ之等三十四名ハ九月十八日東濃陶器業者連盟
会ノ圧迫ヲ排シテ抗争スルト共ニ罷業ヲ決行ス
九月十九日左記條件ニテ解決ス
一、職工六名ノ解雇ヲ承認シ手当トシテ各五十日分ヲ給ス
一、残リ二十八名ハ従業員ヲ引継ギ新旧ノ差別ナク使用ス